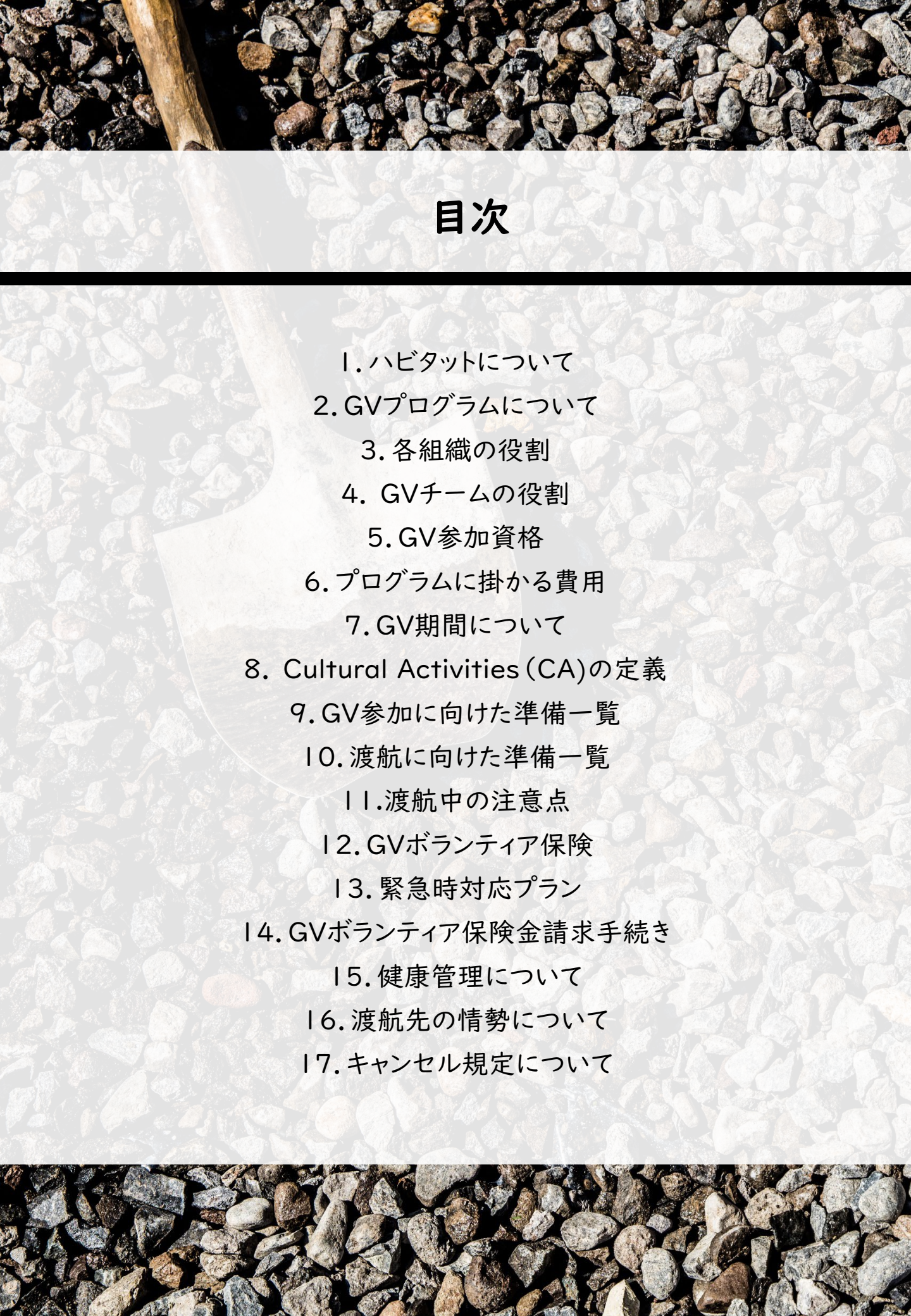


Global Village オリエンテーションハンドブック



The background of the entire page is a photograph of a shovel with a wooden handle and a metal head, partially buried in a bed of dark, irregularly shaped gravel. The shovel is positioned diagonally from the top left towards the center. The gravel is composed of many small, dark stones of various shades of grey and black.

目次

1. ハビタットについて
2. GVプログラムについて
 3. 各組織の役割
 4. GVチームの役割
 5. GV参加資格
6. プログラムに掛かる費用
7. GV期間について
8. Cultural Activities (CA)の定義
9. GV参加に向けた準備一覧
10. 渡航に向けた準備一覧
 11. 渡航中の注意点
 12. GVボランティア保険
 13. 緊急時対応プラン
14. GVボランティア保険金請求手続き
 15. 健康管理について
 16. 渡航先の情勢について
 17. キャンセル規定について

HOME

1. ハビタットについて

1. ハビタット・フォー・ヒューマニティについて

Our Vision:

A world where everyone has a decent place to live
(誰もがきちんとした場所で暮らせる世界)

Our Mission:

Bring people together to build homes, communities and hope
(手を取りあい、家、コミュニティ、そして希望を築く)

About Habitat for Humanity:

「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の実現を目指して1976年に草の根の市民団体としてアメリカ・ジョージア州で誕生した住まいを専門とする国際NGOです。アメリカ国内をはじめ世界70カ国を超える国々に活動を広げ、住まいの支援を必要とする人々と手を取りあい、「家」と呼ぶことができる住まいの建築や修繕に取り組んでいます。皆さまからの寄付をはじめ、ボランティアとしての参加や、きちんとした住まいの必要性を伝え広めることで、家族がより良い未来を築く上で欠かせない活力や安定、自立を支えることができます。住まいの支援を通じて、ハビタットはエンパワメントを高めています。

About Habitat for Humanity Japan:

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルの日本法人として2003年に活動を開始して以来、これまでに21,000人以上のボランティアと手を取りあい、国内外で活動しています。アジア太平洋地域のハビタット・オフィスと連携し、国内でのファンドレイズと現地へのボランティア派遣を通じて、各国の住居建築や修繕をサポートするほか、国内では、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、また生活困窮者が抱える住まいの問題に寄り添い、入居支援や清掃・片付け支援、施設修繕支援を通じて、誰もが安心、安全に暮らせる住まい、そして地域を持てるよう活動しています。



2. GVプログラムについて

ハビタットの海外建築ボランティア「グローバル・ビレッジ（以下GV）」とは、全世界的に実施されるハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルのボランティアプログラムです。世界中のボランティアが、ハビタットが建築支援を実施する国に赴き、現地の支援プログラムにボランティアとして参加します。ボランティアは、現地で取り組まれる家の建築をはじめ、家の修繕や、トイレや手洗い場といった衛生設備の設置のほか、その地域で必要とされる施設の建築などに参加します。

GVでは、家を持つことになる家族（ホームオーナー）と共に※1活動します。ハビタットでは、スウェットエクイティ制度を導入し、ホームオーナーとなる家族は、自身の家の建築に参加することが求められています。建築に参加することで、ホームオーナーは家のメンテナンス方法を習得することができただけでなく、家建築に協力するGVボランティアや地域住民との交流が助け合いの絆を生み、尊厳や連帯感、地域への愛着を育み、平和なコミュニティを築くきっかけになるとハビタットは考えています。

1988年にGVプログラムが開始されて以来、世界中のボランティアが海を渡り、住まいの支援を待つ家族のもとで建築支援に参加しています。日本からは、アジア太平洋諸国を中心に、これまで14,000人以上のボランティアがGVに参加しています。参加者は年齢、国籍を問わず、中には数多くのリピーターがいます。

建築活動に参加することから、GVは個人単位の参加ではなく、12名以上のメンバーからなるチーム単位での参加となります。チーム人数が12名に満たない場合はご相談ください。

※1 ご参加頂く建築プロジェクト、またホームオーナーが置かれる状況によっては、ホームオーナーや地域住民の参加がないことがあります。



2.GVプログラムについて

➤ GVプログラムで得られる経験

GVへの参加を通して、異なる文化や価値観に向き合い、これまでにない自己啓発の機会を得て、帰国時には以前と違う自分を発見してみませんか。

-自立心の確立

多くの参加者にとって、GVで得る経験は初めてのものになるでしょう。文化や生活習慣が異なる人々の生活を見聞きすることで、自分自身のあり方についてじっくり考える貴重な機会となります。GV期間中に会う困難は、それを乗り越えることで自立心や精神力を育む機会となります。

-リーダーシップスキルの向上

チーム単位での参加により、それぞれの個性が生かされる機会になります。チーム内で与えられた役割を遂行することで育まれるリーダーシップ力は、その後さまざまな場面で生かされます。

-学習の機会

GVを通じて、住まいの支援を必要とする家族が抱える貧困問題をはじめ、さまざまな社会、経済問題について学ぶ実習の場です。海外旅行では訪れることのない土地で生活する人々の暮らしに触れ、交流を持つことで、今までと異なる物事の見方を知り、本当の意味での異文化理解や文化交流を体験することができます。現地での滞在期間中は、多くの人と交流することが大切です。

-チームとしての結束

チームメンバーをはじめ、現地の家族や地域の人々と共に汗を流して活動することにより、絆が生まれます。そして、目標を達成することで充実感や満足感を味わうことができます。チームとしての結束力を高めるためには、渡航前のチームビルディングは有効です。準備段階からミーティングや勉強会、募金活動を行うことを奨励します。

-自己再発見

多くの参加者は、「与えるよりも与えられるものが多かった」と活動を振り返ります。GVへの参加は、自分自身と向き合い、自分の心に触れるきっかけとなり、新しい才能や長所を発見するきっかけになることもあります。また人生の出来事や他者に対する感謝の気持ちが芽生えるメンバーもいます。

-ボランティア精神の向上

GVで得た経験に刺激され、再度GVへの参加を希望するのはまれなことではありません。また、GVを通じて国際協力に関心を持ち、大学院への進学やNGOへ就職する方もいます。ハビタットはこのような献身的で熱心なGV卒業生からのご報告を受けることを嬉しく、また誇りに思います。

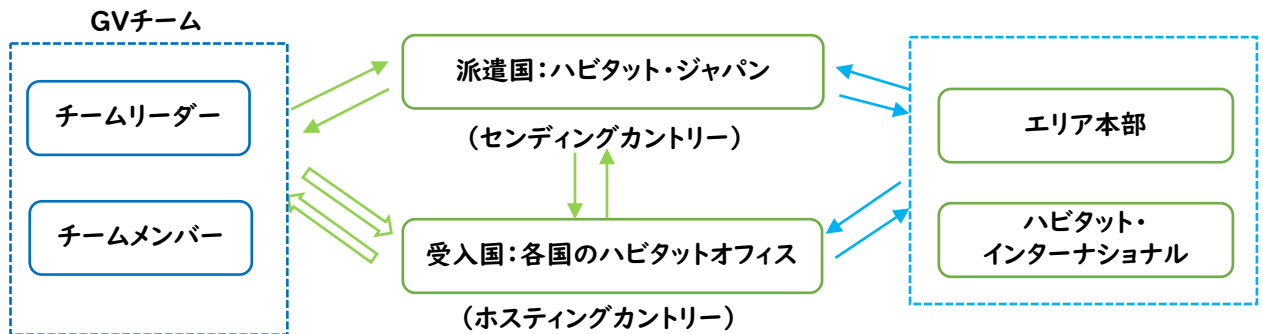
-ビジョンの共有

帰国後、多くの参加者はその体験を他の人々と共有する気持ちが芽生えます。チームの多くが報告会などを開催し、現地の問題をはじめハビタットの取り組み、ご自身の経験などを伝えていきます。こうした理解ある参加者により、ハビタットとGVプログラムが支えられていると言っても過言ではありません。



3.各組織の役割

3. 各組織の役割



ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナル:

すべての国のハビタットを統括する本部です。各国での建築ボランティアプログラムを統括したり、ハビタットの支援全体の運営を行っています。また、世界全体のGVプログラムを統括し、GVチーム受入国において情勢が悪化した場合やその他の有事の際、その国でのGVの実施の可否を決定します。

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナル 地域本部:

ハビタット・インターナショナルは、世界を大きく5地域（北米、中南米、アジア、ヨーロッパ、アフリカ）に分け、各毎に地域本部を構えています。ハビタット・ジャパンはアジア太平洋地域に所属し、フィリピンのマニラに地域本部が置かれています。地域本部は、地域圏内における各国の活動をはじめ、GVが安全に運用されるかをモニタリングし、GVをはじめ各国の事業をサポートしています。

ハビタット・ジャパン（派遣国:センディングカントリー）:

ハビタット・ジャパンはGVプログラムに参加するチームを受入国に派遣する役割を担います。チーム毎にハビタット・ジャパンのスタッフ一名がセンディングコーディネーターとして任命されます。センディングコーディネーターは、チームの書類上の手続きをはじめ、渡航に向けた準備から帰国まで、チームが安心して活動できるように日本からサポートするほか、チームと受入国側の調整を監督し、必要に応じて助言を行います。

各国のハビタットオフィス（受入国:ホスティングカントリー）:

自国の支援を立案し実行します。国の治安や政治情勢をはじめ、プロジェクト内容からハビタット・インターナショナルにGVチームの受け入れが認められた国はGVの受入国になります。GVプログラムに参加するチーム毎にホスティングコーディネーターが任命され、現地受け入れのための調整及び助言を行います。



4.GVチームの役割

4. GVチームの役割

GVチームは、受入国で現地の家族とともに家を建てる以外にも、大切な役割があります。まずは、GVチームの3つの役割をご理解いただけますようお願いいたします。

➤ **House Building（貧困住居問題の解決を目指して「家」を建てる）**

活動先（受入国）で安心して暮らせる住居を必要とする家族のために、セメントをこねたり、ブロックを運んだり、レンガを積み上げるなど、建築活動に参加してください。

➤ **Awareness Raising（貧困住居問題への意識・関心を高める）**

GVで経験したことや学んだことを周りの人々に伝え、住居問題への関心や意識を高めてください。

➤ **Fund Raising（貧困住居問題を解決するための資金を集める）**

息の長い支援が住まいの支援に求められています。ハビタットが活動する意義を理解し、寄付を通じて活動を支援してください。

参加者の心構え

- ハビタットは旅行会社ではありません。参加者の皆さんは、ハビタットが掲げるビジョンを理解した上で、そのミッションを果たすために活動に参加し、ハビタットとの対等なパートナーシップに基づき協力しあい、GVを作り上げていきます。
- GVプログラムは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」を目指すハビタットのビジョンに基づいて運営されています。このプログラムに参加するということは、ハビタットのビジョンを尊重し、その実現を目指すことを意味します。
- GVプログラムでは、チームのリーダーもしくは渉外担当者が日本側のハビタットコーディネーターや受入国のコーディネーターと連携し、渡航準備を進めていきます。受入国側のニーズと皆さんの要望（活動内容や日程）が見合うようバランスをとりながら調整が行われますが、希望が叶わない場合もあることをご理解ください。
- ハビタットまたはチームリーダーからの連絡には必ず目を通し、提出物などの締切りは厳守してください。
- 渡航にあたっての準備をチームリーダー任せにせず、チームリーダーをサポートするようにしてください。
- 現地での諸注意、渡航先の情勢については、参加者一人一人が最新の情報を収集するよう努めるほか、安心してGVに参加できるよう、渡航前から帰国まで、自己の健康管理に努めるようにしてください。

5. GV参加資格

年齢：18歳以上の成年で、心身ともに健康な方。年齢に上限はありません。

※未成年者の参加は休止しています。

英語力：コミュニケーションを取ることができる程度の英語力。ただし、チームリーダーと副リーダー(もしくはコーディネーターとの連絡窓口となる方)に関しては、受入国ホスティングコーディネーターと渡航に向けて準備を行うため、TOIEC 600点レベル以上が求められます。

以下の内容に同意できる方(全参加者対象)：

- ハビタット・フォー・ヒューマニティは旅行会社ではないことを理解し、参加者としてハビタットと対等なパートナーシップに基づき、協力してそれぞれの役割や責任を果たしながら、GVプログラムをつくりあげていくことを約束します。
- GVプログラムは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界の実現を目指す」というハビタットのビジョンに基づき、またハビタットの理念に従い運営されていることを理解、尊重し、本プログラムに参加します。
- 受入れ先のニーズや状況が必ずしもチームの希望に沿わないことがあることを理解し参加します。
- ハビタットの「セーフガーディング方針」を理解した上で、「行動規範」、「ボランティア参加に係る誓約書」および「ボランティア合意書、権利放棄及び免責合意書」に同意および署名の上参加します。
- ビザ発給等の海外渡航に関する手続きは参加者の責任において行います。申込み前に各チームの責任のもと各国大使館等への事前確認を行うことを約束します。※ただし、ビザ発給にハビタットの「推薦レター」が必要となる際は、ハビタット・ジャパンで発行します。

チームリーダーは、上記参加資格に加え、「チームリーダーハンドブック」を熟読し、リーダーに求められる参加資格を満たすとともに、リーダーの役割を十分に理解できた方になります。

6. GVプログラムに掛かる費用

6. GVプログラムに掛かる費用

GV参加にあたっては、以下の費用が発生します。

必要な費用	支払先	その他備考欄
GVプログラム参加費 (GVドネーション)	ハビタット・ジャパン	チーム受入国と属性(学生/一般)により異なります。 こちら をご参照ください。
加入必須 GVボランティア 保険費用	ハビタット・ジャパン	GVプログラム中に発生しうる疾病やケガに備え、参加者全員に加入いただく海外旅行保険です。詳細は本紙「GVボランティア保険」P22をご参照ください
緊急時対応用 資金	ビタット・ジャパン	緊急時にボランティアの安全を守るためにハビタット・ジャパンが積み立てを行う緊急時の予備資金です。1,000円/名頂戴します。
サステナビリティ ファンド	ハビタット・ジャパン	GVプログラムの安定的な運用のために、ハビタット・インターナショナルより求められる支援になります。20ドル/名になります。
現地滞在費 ※食費、宿泊費、 交通費など	渡航先にて請求元 に実費で支払う	ホスティングコーディネーターとリーダーが現地活動日程にあわせて事前に予算をたてます。予算表にある費用は現地で発生する最低限の費用であり、余裕をもってご用意ください。
渡航費用	旅行会社など	航空券をはじめ、その他、受入国への入国にあたり必要な査証代やその他費用(PCR検査費など)をご用意ください。
チーム予備金	チームで保管	現地で発生した医療費などを一時的に工面できるように、チームとして予備金を予め徴収し、リーダーが管理することをお勧めします。

➤ GVプログラム参加費(以下、GVドネーション)

GVに参加頂くにあたり、参加者お一人お一人にGVドネーションをお支払いいただきます。GVドネーションは国により異なります。同一の国でも建築日数、またチーム人数により異なることもあります。なお、GVドネーションには、ハビタット・ジャパンがGVプログラムを運営するための費用が含まれています。その内訳は、約8割が受入国にGVホスティングドネーションとして寄付され、建築のための資材費、人件費、またチームを受け入れる受入国の運営のために活用されます。

➤ 加入必須GVボランティア保険

受入国での建築活動中を含み、チームのGVプログラム期間内に起こりえる疾病やケガなどのリスクに備えた保険です。GV参加者の加入は必須です。保険料は日数により異なります。補償内容など詳細は本紙P22「GVボランティア保険」をご覧ください。

➤ 緊急時対応用資金

災害や治安情勢の突如とした悪化などにより、緊急的に受入国に滞在中のボランティアの安全確保が必要となる際に用いるハビタット・ジャパンの緊急時対応用の予備資金です。GV参加毎に1,000円/名を頂戴し、緊急時対応用資金として積み立てられます。



6. GVプログラムに掛かる費用

➤ サステナビリティファンド

GVプログラムの安定的な維持運営のために、ハビタット・インターナショナルへ支払う費用です。お一人20ドルになるため、プログラム参加費請求時に円換算し請求します。

➤ 現地滞在費

チームリーダーは渡航前にホスティングコーディネーターと現地滞在期間中の日程とその日程に掛かる現地滞在費（予算表:宿泊費、移動費、食費、CA費用など）を作成します。現地滞在費は、チームが現金で持参するか、事前に受入国側に銀行送金を行います。受入先の物価、地理的環境によってはチームの希望通りの予算内で全てを準備することが困難な場合もある旨をあらかじめご了承ください。

- **Cultural Activities (CA):** GV期間中の休息日（レクリエーション）に行う文化や歴史散策で発生する費用になります。CAは、渡航準備段階で受入国のコーディネーターよりオプションとその費用が提示されますので、チームで相談し、内容を決めてください。ただし、ハビタットのGVプログラム内で実施できるCAについては定義（PI2「Cultural Activities (CA)の定義」参照）があります。
- **国内線:** チームが建築活動を行う地域（ワークサイト）に辿り着くまでに国内線の航空券が必要になる場合があります。地域によっては受入国のコーディネーターがチームリーダーと手段や費用を相談しながら手配を代行することがあります。そうした際は現地滞在費にその費用が含まれます。
- **移動中の宿泊先:** チームによっては、受入国への到着便から国内線への乗り継ぎの間に現地で一泊しなければならないような状況があるかもしれません。その場合、国内線の手配と同様、受入国のコーディネーターがチームと相談し、手配を代行します。費用は現地滞在費に含まれます。

➤ 渡航費用

航空券はチームで手配いただきます。チームリーダーはGV期間が決まり次第、航空券の手配を行ってください。チーム全員分の航空券をまとめて手配することをお勧めします。個別手配の場合、チームリーダーは各参加者の渡航情報を把握しなければならず、航空機の遅延などがあった場合、対応に追われることになります。なおコーディネーターの数が限られていることを考慮していただき、できるだけチーム全員が同じ日の同じ便で受入国に到着するようにしてください。空港が建築サイトから離れていることも多く、到着がばらばらだと宿泊や交通の手配などでコーディネーターに負担がかかります。

また渡航費用はお盆、ゴールデンウィークなどピークシーズンの際は高くなること、予約が取りにくいことを踏まえ早めの手配をお勧めします。

➤ チーム予備金

病気やケガの治療費、予想外の支出が生じた際にチームで対応できるように、緊急用予備金を用意しておくことをお勧めします。チームリーダーはこの費用を管理、非常時またはチームの合意をえた場合の資金としてのみ使います。



7.GV期間について

7. GV期間について

GV=Build（建築活動）+ Cultural Activities（レクリエーション）

GVプログラムは、受入国での建築活動と、受入国の歴史や文化を知るための2日程度の休息日（CA：Cultural Activities）で構成されます。

建築活動に従事する日数は受入国により異なりますが、5日間が平均となります。CAの2日間をあわせると、GVプログラムの期間は最大10日間程度が最適と言えます。

受入国での建築活動に長く支援を行いたいと思うのがボランティアの心情でしょう。しかし、ハビタットは住居の建築を支援しているため、ボランティアの作業に加え、プロの大工さんが行う作業も必要になります。GV期間が長いと、プロの大工さんが行う作業の調整が難しくなり、家の完成までにより長い時間がかかってしまうという懸念があります。また、参加者にとっても慣れない気候での慣れない建築作業は大変体力を消耗します。期間が長ければ、それだけ体調を崩すメンバーが出るリスクも高くなります。

支援をするボランティア、そして、支援を受けて住居を建てるホームオーナー家族、双方にとって負担にならない期間を見極め、GVの日程を組みましょう。

2023年春日本から派遣可能な受入国での建築最大日数

国(※1)	チームに必要な最低人数 (※1)	最大建築日数 (※2)
Cambodia	12	5
Vietnam	12	5

※1 最低人数に満たない場合でもご参加いただくことは可能です。ただし、GVプログラム参加費は12名分必要になります。

※2 最大建築日数のため、チームのスケジュール都合により短くすることは対応可能です。



8.Cultural Activities (CA)の定義

8. Cultural Activities (CA)の定義

Cultural Activities (CA)は原則として、受入国の文化理解に資する活動となります。ハビタットが活動するサイトの訪問や、現地の芸術、音楽、舞踊、スポーツ、食事に関する体験、また博物館や史跡・歴史的建造物の訪問などになります。こうしたCAのオプションは、受入国のホスティングコーディネーターより事前に提案を受けることになります。

CAを行う上での基本原則：

ハビタット・フォー・ヒューマニティの「[セーフガーディング方針](#)」の一環として、すべての個人（ハビタット・フォー・ヒューマニティ、およびその関連組織、スタッフ、ボランティアを含む）には、性的搾取や虐待を防止し、受益者やコミュニティメンバーの権利を守る責任があります。ハビタット・フォー・ヒューマニティのボランティアとして活動する際は、その「行動規範」を厳守ください。これには、特に、子どもやその他の弱い立場の人々との交流に際し、子どもの虐待、搾取、ネグレクトのリスクを低減するための対策を適用することが含まれます。

CAに含むことができない活動：

➤ 学校や孤児院、その他社会的に弱い立場に置かれた方との交流を目的とした訪問：

社会的に弱い立場に置かれる方の中には、高齢者や子ども、暴力の被害者、障がいをお持ちの方、難民、国内避難民、少数民族を指しますが、これらに限定されるものではありません。一時的な交流は時に意図しない依存関係へつながる恐れがあります。一方、ボランティア自身にも不必要なリスクを負わせる可能性もあるため、原則禁止とします。

➤ 観光目的の娯楽：

GVプログラムの趣旨に沿わない娯楽目的の観光はCAに含めることはできません。例えば、エクストリーム（暴力や過度の危険を伴う）スポーツ、ジップライニング、バンジージャンプ、水上スポーツ（バナナボート含む）、スキューバダイビング、ふれあい（＝動物と接触する形態の）動物園、乗馬など（これらに限定しない）。

➤ GV期間中の観光目的の宿泊：

観光目的でのリゾート地や観光地における宿泊はCAに含めることはできません。

➤ 飲酒や違法薬物：

アルコールの過剰摂取を誘発する可能性がある場所（バーやイベント等）に行くことは認められません。また、ハビタットの活動地にアルコールや違法薬物を持ち込むことはできません。飲酒は推奨せず、また過剰な摂取は禁止します。また、地酒を飲むことも、慣れないお酒による健康上のリスクを高めることから認めていません。麻薬などの違法薬物の摂取は厳罰の対象となるため、絶対に手を出さないでください。飲酒や違法薬物の摂取により発生したケガなどのリスクについてはGV保険でカバーされません。

***CAに認められない活動により発生したケガや疾病などのリスクは、GV保険でカバーされない場合があります。**

9.GV参加に向けた準備一覧

9. GV参加に向けた準備一覧

出発の
4-3ヶ月前

<リーダー>

- ・「GVプログラム参加の覚書」を提出し、「キャンセル規定」(P.32)を理解し、同意した上で、予約金(15万)を振り込み、GVプログラム参加の申込みをする。
- ・チームリーダー研修に参加する。
- ・国と日程が決まったら、ハビタット・ジャパンのセンディングコーディネーターと受入国のホスティングコーディネーター双方と連絡を取り合いながら、期間中の日程とそれに合わせた予算表を作成する。
- ・GVに参加するチームは「GV参加の覚書」を提出する。

<メンバー>

- ・リーダーからオリエンテーションハンドブックなどの書類を受け取る。

<チーム全体>

- ・ファンドレイジング(募金活動)を始める。

3-2ヶ月前

<リーダー>

- ・センディングコーディネーターより参加登録URLを受け取る
- ・メンバー全員の航空券手配を行う
- ・渡航にあたっての査証をはじめ、必要書類を確認する
- ・リーダー含めチーム内で最低2名の方が普通救命講習を受講し認定証を受ける。認定証コピーはハビタットに提出。

<メンバー>

- ・リーダーから参加登録URLを受け取り、参加者登録を行う。
- ・必要書類を記入し、リーダーに渡す。
- ・キャンセル規定を理解し、同意した上で、GVドネーションを含めた費用をリーダーもしくは会計担当に渡す。航空券の手配をする。

・必要書類

- ハビタット・フォー・ヒューマニティ ボランティア行動規範
- ボランティア動員に係る誓約書
- ボランティア合意書及び権利放棄と免責合意書(署名済みの原本)
- パスポートのコピー(ベトナム渡航者のみ)

2-1ヶ月前

<リーダー>

- ・日程・予算表を確定させ、日本側のコーディネーターと最終確認を行う。

<メンバー>

- ・日程表や連絡網などをリーダーから受け取る。
- ・出発までにGV保険証券など保険契約書一式をリーダーから受け取る。

出発!

現地到着!
活動スタート

<リーダー>

- ・渡航時や現地では、常にパスポートコピー、メンバーの緊急連絡先リスト、現地緊急時連絡先一覧を携帯する。

<メンバー>

- ・渡航時や現地では、常にパスポートコピー、現地緊急時連絡先一覧、本紙「GVオリエンテーションハンドブック」を携帯する。

帰国後

<リーダー>

- ・ハビタット・ジャパンにGV活動レポートを提出する。
- ・GV Evaluation(GV評価アンケート)を提出する。
- ・渡航中のケガや病気の発生は、インシデントレポートを作成・提出する。

<メンバー全員>

- ・GV活動報告会を開催する。(推奨)



9.GV参加に向けた準備一覧

◆ ファンドレイジング

GVプログラム参加にかかる費用を集める方法については、各チームに任せられています。しかし、ハビタットは、少なくともその一部は募金活動を通して集めることを奨励しています。募金活動は寄付を集めるだけでなく、受入国の状況や貧困住居に関する問題を活動を通じて周りの方に伝え広める機会になります。募金活動を通じて、チームは、資金を集め、貧困住居について知ってもらい、家を建てる、というGVチームの役割を果たすことができます。

具体的なファンドレイジング方法の例としては、地域の企業や奉仕団体などから支援を得たり、イベントを企画したり、バザーを開催するなどが挙げられます。チームビルドの機会にもつながりますので、メンバー全員で楽しんで行いましょう。募金活動を始める前には、きちんと計画と目標を立てることが重要です。

◆ 提出書類について

GV参加にあたり、以下の書類への同意/提出が必要です。必要事項を記入し、期日内にチームリーダーにお渡しください。

➤ GVオンライン参加登録

派遣国・受入国・チームとの間で共有するGVチームリスト作成に必要な登録です。各参加者の持病や障がい、アレルギーの有無をはじめ、緊急時の連絡先などが登録内容に含まれています。チーム全員が参加登録期日までに登録を完了しない場合、現地の準備が滞りますので、期日を厳守ください。

➤ 「行動規範」及び「ボランティア動員に係る誓約書」(データ提出)

ハビタットのボランティアとして受入国で活動するにあたり遵守いただく規則になります。

➤ 「ボランティア合意書及び権利放棄と免責合意書」(データ提出)

GV参加にあたり発生しうるリスクを理解し、そのリスクを参加者が引き受けることに合意する書面です。

➤ パスポートコピー(写真とパスポート番号が記載されているページのデータ提出)※対象国のみ

受入国側でGVボランティアの登録が必要な際はパスポートコピーを提出いただきます。ベトナム渡航者は、センディングコーディネーターより指定された方法で全メンバー分のコピーをデータで提出ください。

※データ提出はセンディングコーディネーターの指示に従い、期日まで提出ください。



10. 渡航に向けた準備一覧

10. 渡航に向けた準備一覧

◆ コロナ禍での海外渡航について

コロナ禍での海外渡航にあたり、受入国への入国、また帰国時の日本への入国に際して最新の情報把握に努める必要があります。多くの国が規制を緩和しつつありますが、感染状況によっては規制が突如として変更されることがあることも念頭に、常に最新の情報を得れるよう努めてください。

なお、受入国への入国の最新情報は各国の大使館発出の情報より確認いただくことができますが、複数の情報を確保するように努めてください。

➤ [在外公館長及び在外公館ホームページ](#)

また、日本帰国時における最新の水際対策は厚生労働省発出の情報をご確認ください。

➤ [厚生労働省ホームページ](#)

◆ パスポート及び査証について

受入国への入国にあたっては、パスポートの有効期限に十分な期間が必要になります。国によっては、有効期限が6カ月未満の場合、入国できない場合があります。必要なパスポート残存期限を確認ください。

また、渡航先の国によっては、査証（ビザ）が必要です。詳細については、下記、在日各国大使館/領事館からお取引のある旅行会社にお問い合わせください。在日各国大使館のウェブサイトでも査証（ビザ）取得の情報を得ることができます。

在外公館長及び在外公館ホームページ: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>

◆ その他の留意点

- **気候:** 現地の気候を調べて準備をするようにしてください。
- **通貨:** 換金場所の確認。余った現地通貨を日本円に戻せるかについても事前に確認しておきましょう。
- **文化:** 受入国の文化について調べ、理解を深めることは、現地の人々とより良い関係を築く上で大切なことです。また現地では日本について聞かれる機会も多くありますので、英語や現地の言葉で説明できるようにしておくことをおすすめします。
- **言語:** 英語だけでなく、現地の言葉を少しでも覚えると、よりコミュニケーションが深まります。また現地ではリーダーだけではなく、メンバーも英語で簡単なスピーチを求められることもありますので、準備をすることをお勧めします。
- **食事:** 現地の食事が合わない場合に備え、栄養補助食品などを持参することをおすすめします。食物アレルギーや食事制限のある参加者は、オンライン参加登録の際にその旨を必ず記入してください。
- **GVボランティア保険:** GVプログラム期間中の病気や怪我はハビタット指定の保険でカバーできますが、カバーされない種類のCA（レクリエーション）中の怪我などは対象外です。（P.12「CAの定義」参照）
- **健康管理:** 出発までに万全な健康状態になるよう体調管理に努めてください。持病や障がいをお持ちの方は、オンライン参加登録の際にその旨を必ず記入し、併せて、かかりつけの医師に、現在の健康状態や受入国での健康管理について渡航前に相談してください。



10. 渡航に向けた準備一覧

◆ 渡航前にご家族と共有いただく書類

受入国での活動中、常に家族と連絡がとれる体制を確立してください。そのために、以下の書類は渡航までにご家族と共有ください。

- フライトスケジュール
- 現地での日程表（チームと調整の上、ホスティングコーディネーターが作成します）
- コンタクト情報一覧（センディングコーディネーターが作成し、お渡しするリストです。ホテルをはじめ、受入国のコーディネーター、ハビタット・ジャパン担当コーディネーターの連絡先が記載されています）
- チームの国内緊急連絡網（※LINEなどのグループ機能の代用も可）

◆ 現地へ持っていくもの（持ち物）

現金

現金、クレジットカード、海外で使えるATMカードなどいくつかの手段を用意することをお勧めします。換金した際は、その控えを保管するようにしてください。

ハンドブックと必要書類

このハンドブックとともに、パスポートと健康保険証のコピーや緊急時の連絡先リスト（コンタクト情報一覧）をご持参ください。（リーダーは「未成年者保護者承諾書」を常に携行ください）

衣服・靴

ワークサイトにおいて:

- ・つま先の閉じている丈夫な靴
作業用安全靴（推奨）。サンダルやつま先の開いている靴は作業中大変危険なので禁止。
- ・動きやすい服装：
長袖のTシャツ、丈夫な長ズボン
*すり傷、切り傷、日焼け、虫刺されなどを避けるため、半そで・半ズボンはお勧めしません。
- ・厚手のソックス
- ・つばの広い帽子
- ・作業手袋（軍手よりも丈夫なものを推奨）
- ・雨具（レインコートやヤッケ）
- ・マスク（使い捨てのもの）

その他の持っていくと良い衣料品

- ・公式の場合（教会や寺院など）に行く可能性もありますので、男性はYシャツと長ズボン、女性はワンピースやブラウスとスカート/長ズボンを用意すると良いでしょう。肌が露わになるような衣服は避けて下さい。
- ・CA用の歩きやすい靴（スニーカーやサンダル）
- ・トレーナーやセーターなど、羽織もの（空港やホテル、バスなどは冷房が効いて寒いことがあります）

化粧品類、洗面用具など

- ・日焼け止めローション（SPF 30 以上が目安）
*強い日差しに対処するために、十分な日焼け止めローションを持参し、頻繁に使用することをお勧めします。
- ・バスタオルとフェイスタオル
- *滞在先に備えがあるか確認ください。
- ・石鹸、シャンプー、歯磨きセット
- ・虫・蚊除けスプレー（可燃性でないもの。可燃性は機内に持ち込めません）
*建築現場での作業時、それ以外の外出時に頻繁に使用することをお勧めします。
- ・除菌用アルコールスプレー・ウェットティッシュ
- ・トイレットペーパー

医薬品

- ・常備薬（下痢止め、胃腸薬など）
*持病などで服用が必要な薬は余分に携行し、処方箋のコピーもお持ちください。
- ・絆創膏などが入った簡易な救急セット
- ・脱水症を防ぐためのポカリスエットなどの粉末（多量の汗をかくと水分とともに塩分が失われます）
- ・熱中症対策用の飴
- ・眼鏡、コンタクトレンズのスペア

持参すると役立つ持ち物

- ・折りたたみ傘
- ・サングラス
- ・カメラ
- ・懐中電灯と電池
- ・目覚まし時計
- ・水筒
- ・カロリーメイトやスナックなどの軽食
- ・電圧変換機とアダプター
- ・辞書
など



11. 渡航中の注意点

11. 渡航中の注意点

◆ 建築作業の安全性について

GVプログラムでは専門的な知識や経験の有無に関わらず、誰でも建築活動に参加していただけます。砂を運んだり、セメントをこねたり、あなたにできる仕事があります。建築現場では、必ずスタッフの指示に従い行動してください。ひとりひとりがスタッフの指示に従うことは、作業する全ての人たちの安全を確保することにつながります。

建築現場での規則、現場作業手順を含む説明は、初日の作業開始前にホスティングコーディネーターもしくは建築現場の責任者より行われます。建築現場であるかないかに関わらず、GVプログラムの全日程に適用される安全についてのガイドラインは以下の通りです。

- 建築現場でオリエンテーションを受ける。
- 救急箱がどこにあるのか、何が入っているのかを事前に確認しておく。
- 最も近い病院、医療センターの場所を確認しておく。
- 工具、はしご、足場などを、毎朝、作業前に点検する。
- 考えてから、作業に取りかかる。
- 失敗や怪我を防ぐために、仕事に集中する。
- 過度に疲れてしまう前に、休憩をとる。
- 日焼け止めで皮膚を守り、紫外線を防ぐ服装で作業する。
- 脱水症状を防ぐために、十分な水分補給をする。
- 安全性に問題のある状況、事故などはすぐに現場スタッフに報告する。
- 怪我や事故、体調不良などの場合は、直ちにチームリーダーと現場スタッフへ報告する。
- 毎日作業終了時に、使用した道具、工具などを元の場所に返す。
- 翌日の作業に備えて、心と体に十分なエネルギーを補給するため、十分な睡眠をとる。

※怪我や事故、体調不良などの場合は、大小問わず直ちにチームリーダーと現場スタッフへ報告し、帰国後、センディングコーディネーターのサポートの元、所定のフォームを用いて「インシデントレポート（事故報告）」を作成する。



11. 渡航中の注意点

◆ 現地での諸注意

GV期間中は、文化や宗教、言語が異なる人々と共に活動する上、食事や気候など生活環境も異なります。異文化経験を楽しむ一方、戸惑われることもあるでしょう。この章では旅の支度に必要な心構えについて考えたいと思います。

➤ 不満やトラブルへの対処

不満やトラブルは日本に持ち帰らず、その場で解消するよう試みてください。不満やトラブルは言葉の問題から生じる誤解が原因であることがほとんどです。必要に応じて日本側のセンディングコーディネーターにもご相談ください。

➤ 建築サイトと宿泊先の環境

日本と異なる住環境に備えておいてください。とくに現地のトイレは大変簡素なものです。皆さんにとって不満足なことでも、受け入れ側は最善を尽くしています。多少の不便を覚悟してご参加ください。

➤ 建築作業中のチームワーク

お互いのリズムに慣れ、建築作業が軌道に乗り出すまでには多少時間が必要です。言葉や習慣、価値観などが異なる人々が集まるわけですから、自分の考えを押し付けることは避けて下さい。また体力にも個人差がありますので、お互いに気を配るようにしましょう。

➤ コミュニケーション

現地では、行き過ぎた愛情表現を控え、現地の文化に敬意を払いましょう。自身にとって当たり前でも、異文化の中では不快だと思われることもあるということを常に心に留めておきましょう。また、相手の言うことを理解しないまま生半可な返事をすることは避けてください。トラブルの原因になります。

➤ 振り返り

一日の始まりや終わりには全員が集まり、振り返りの時間をもつことをお勧めします。

➤ モノを大事にする

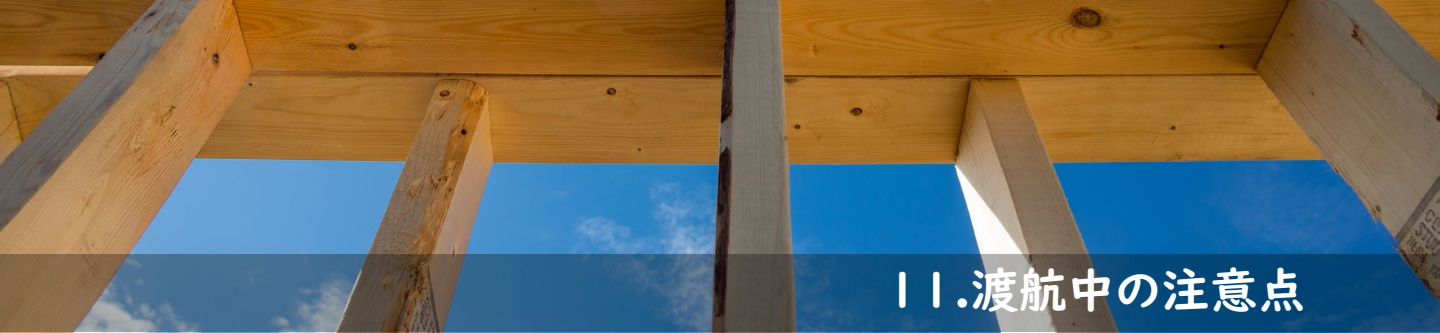
訪問先となるコミュニティや受入国ハビタットの所有物を大切に使用してください。自分たちが使うものはすべて相手の資産であるということを意識してください。滞在場所や建築サイトでは整理整頓を心掛け、使ったものは元の場所にもどしてください。

➤ 安全

受入国での滞在中、単独行動はせず、常に2人以上のグループで行動し、リーダーやハビタットのスタッフに予め行き先を知らせてください。

【大雨・台風が近づいてきたら】

- 外出は控えるようにしましょう。
- ホスティングコーディネーターと連絡を取るほか、情報収集に努めましょう。
- 停電などに備えて、懐中電灯やラジオをあらかじめ手元に用意しておきましょう。
- ベランダを確認し、飛ばされる危険があるものは室内に取り込みましょう。
- 大雨により地盤がゆるみ、がけ崩れが起こる可能性のある場所には近づかないようにしましょう。
- ホテルや活動地の周辺に川がある場合は、川の増水に注意しましょう。



11. 渡航中の注意点

➤ その他

- 自分の持ち物から目を離さず管理し、スリに注意してください。
- 換金方法は渡航前にホスティングコーディネーターに確認するほか、余った通貨を受入国で、また日本国内で円に戻すことができるかを事前に調べてください。
- 換金時は明細を確認し、正しく換金されたかを確認し、明細は帰国まで保管してください。
- ハビタットはGVプログラムでの経験があなたにとって意義あるものになることを願っています。家族や保護者と連絡を取り合い、心配をかけないように配慮してください。
- 不測の事態が発生した際は、チームリーダーとホスティングコーディネーターの指示に従って行動してください。（P27「緊急時対応プラン」参照）

◆ ギフトギビングポリシー（Gift-Giving Policy）

現地で活動している中で、そのコミュニティと人々に対して貢献したいと思う気持ちが強くなるかもしれません。その結果、過去にも個々の家族に直接贈り物をしたチームがありました。善意でなされたことですが、このような行為はハビタットのGVプログラムの目的に反してしまいます。贈り物をするのは、例え善意であっても、様々な悪影響を及ぼす可能性があることをご理解ください。

- 多くの文化では、贈り物を受け取ることは、お返しをすることを意味します。
- ある地域で贈り物を受けとった人と受け取らない人がいると、贈り物が嫉妬を招き、コミュニティ内の人間関係に影響を与える可能性があります。また、贈り物が将来のボランティア・チームに悪影響を与える可能性があります。

➤ 個々の子供たちにプレゼントを贈ることは推奨されません。

チームメンバーは、サッカーボール、シャボン玉、風船など、その日の活動で共有できる小さなものを作業現場に持ち込むことができます。ただし、チームメンバーおよびチームリーダーは、事前にホスティングコーディネーターに相談し、基準が満たされていることを確認する必要があります。持ち込むものは、その場にいてすべての子どもが参加でき、チームメンバーが活動終了毎にその品物を宿泊先に持ち帰れるものに限ります。

一方、贈り物により作業現場に子どもたちが殺到し、安全上のリスクが生じることを心に留めておく必要があります。チームメンバーは、誰かの気持ちを傷つけないよう、自制心と常識を働かせてください。一人に共有されたものは、全員に共有されることが期待されます。また、子どもたちを実際の作業現場から遠ざけ、危険から守るために、必要なすべての措置を講じる必要があります。

チームメンバーが作業現場で遊ぶために持参したもので、寄付を希望するものは、ホスティングコーディネーターに相談してください。チームの活動終了後、ホスティングコーディネーターが、コミュニティ全体に分配されるかを確認します。個人宛の贈り物は許可されていません。



11. 渡航中の注意点

➤ 道具と衣服の寄贈

チームメンバーが建築活動のために持参した道具を家族や現地の大工さんにチームリーダーやメンバーから直接贈ることはできません。同じことが、衣類にも言えます。これらの物品は、ホスティングコーディネーターにお渡しください。

➤ スポンサーシップ

チームメンバーは、活動先のコミュニティ内にいる子どもの家族から「スポンサー（支援者）」になる可能性について相談されることがあります。家の建築をお手伝いするホームオーナー家族の子どもであったり、その地域住民の子であったり、受入国のホスティングコーディネーターや関係者の子どもである場合もあります。こうした個人的な申し出に対して個人またチームとして同意しないでください。なお、ホスティングコーディネーターをはじめ、ハビタットのスタッフがボランティアや寄付者に対して個人的な寄付や物品を求めることは、ハビタットの方針に反しています。こうした相談を受けた際は、速やかにチームリーダー及ハビタット・ジャパンのセンディングコーディネーターにご報告ください。



11. 渡航中の注意点

◆ 現地での写真撮影およびソーシャルメディアの取り扱い

GVボランティアの役割の一つが、ボランティア活動を通じて見聞きしたことを周りの人に伝え広め、住まいの支援に賛同くださる仲間を増やすことです。ボランティアの皆さんによる、対面やオンラインでの活動報告は、ハビタットの「手を取りあう支援」を推し進めていく上で大切な機会です。しかしながら、そうした機会に使用される写真に載る人には肖像権があります。写真や動画を撮る際には、事前の承諾を取るようにしましょう。

ハビタット・フォー・ヒューマンティの「セーフガーディング方針」では、すべての個人（ハビタット・フォー・ヒューマンティ、およびその関連組織、スタッフ、ボランティアを含む）には、性的搾取や虐待を防止し、受益者やコミュニティメンバーの権利を守る責任があります。ハビタット・フォー・ヒューマンティのボランティアとして活動する「行動規範」には、特に、子どもの虐待、搾取、ネグレクトのリスクを低減するための対策を適用することが含まれます。

特に、未成年者が写る写真や動画利用には注意が必要です。ソーシャルメディアへの写真の掲載については、日本でも多くの議論がなされています。昨今では、学校行事で撮影された写真によそのお子さんが写る場合は、ソーシャルメディアなどに投稿することが固く禁じられています。ソーシャルメディアは誰でも閲覧できることにより、潜在的なリスクを伴います。それは、日本のみならず、GVで訪れる国で出会う子ども達にも同様のことが言えることをご理解ください。

つきましては、動画及び写真の撮影とその使用にあたっては、以下の原則をお守りください。

- 建築現場や訪問先で未成年者を撮影もしくは未成年者との写真を撮影する際は、未成年者の保護者もしくは保護監督者の同意を得ること。ただし、該当者が不在の際は、ホスティングコーディネーターに相談した上で、許可を得られる場合のみ撮影すること。
- ソーシャルメディアで子どもの写る写真を使用する際は、未成年者の保護者もしくは保護監督者またはホスティングコーディネーターに投稿写真の使用可否を確認した上で投稿すること。ただし、子どもの尊厳が損なわれる（上半身が裸など）写真・動画はいかなる場合であっても公開することを控える。
- ソーシャルメディアで子どもの写真を投稿する際は、個人や所在地が特定されるような情報は含めない。

以上のことを厳守し、ぜひ現地の活動を伝え広めてください！

建築活動現場で撮影され皆さんのチーム、個人投稿には必ず
”#BokuranoGVStory”, ”HabitatJapan”
をつけハビタット・ジャパンのアカウントをタグ付けください！



@habitatjp



@habitat_japan



@habitat_japan



12.GVボランティア保険

12. GVボランティア保険

GVプログラムに参加される方は全員、ハビタット・ジャパンが包括契約している、海外旅行保険（引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険）に加入して頂きます。この保険がGVプログラムに参加される方の保険として、補償内容や保険金額等が意向に相違していない事を確認のうえ、参加日数分の保険料をハビタット・ジャパンにお支払いください。

（注）：海外旅行保険はGVプログラムに参加期間中のケガや病気の治療費用、飛行機遅延により生じた諸費用や携行品の盗難などによる損害をカバーする保険です。補償対象外の事由については次ページの補償概要をご確認ください。

◆ 保険補償期間

保険加入期間は、GVプログラム参加のために自宅等を出発したときから、ハビタットが手配したGVプログラムの実施期間終了後、自宅等に帰着するまでとなります。なお、単独で他のメンバーよりも長く現地に滞在する場合の期間やGVプログラム終了後にチームが独自で滞在を延長し観光を行う期間はGV期間とみなされず、当該保険加入期間外の事故となり、当保険ではカバーされませんので、ご注意ください。

◆ 保険料のお支払い方法

チームメンバーは、チームリーダーにGVプログラム期間に該当する加入期間分の保険料をお支払いください。チームリーダーは、チームの保険料の合計金額をハビタット・ジャパンへ振り込んでいただきます。

◆ 本プログラムの補償内容と保険金額

補償項目	保険金額（ご加入金額）
傷害死亡	3,000万円
傷害後遺障害	3,000万円（注1）
（ケガ・現地で発症した病気等の）治療・救援費用	無制限（注2）
疾病応急治療・救援費用	300万円
疾病死亡	500万円
旅行中断費用	100万円
旅行事故緊急費用	5万円
個人賠償責任	1億円
携行品損害	10万円（注3）

（注1）後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%～100%のお支払いとなります。

（注2）「治療・救援費用補償特約」の保険金額を無制限とすることで、「治療・救援費用」を終身補償するものではありません。

（注3）乗車券・航空券については合計5万円限度でのお支払いとなります。

※以下は補償に含まれません
・歯科治療費用

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180 日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 【注】 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 4% ～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ・歯科疾病 など
治療・救済費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	＜治療費用＞ 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガにより治療を受けた場合 ②海外旅行中に発病した病気により旅行終了後 72 時間を経過するまでに治療を受けた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症により旅行終了後 30 日を経過するまでに治療を受けた場合 ＜救済費用＞ 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガにより 180 日以内に死亡した場合または 3 日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に発病した病気により海外旅行終了後 30 日以内に死亡した場合または 3 日以上続けて入院した場合 ③海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ④海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ⑤海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	1 回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ＜治療費用＞ 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 (2)保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 (3)法令に基づく消毒費用 (4)入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は 5 万円、通信費と合算で 20 万円まで） (5)治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。） 【注 1】 ＜治療費用＞は、ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180 日以内に要した費用に限りです。 【注 2】 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。 ＜救済費用＞ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)捜索救助費用 (2)救済者の現地までの往復運賃（救済者 3 名分まで） (3)救済者の宿泊施設客室料（救済者 3 名分かつ 1 名につき 14 日分まで） (4)治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） (5)遺体処理費用（100 万円まで）、遺体輸送費用 (6)救済者の渡航手続費、救済者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計 20 万円まで） 【注 3】 【保険金をお支払いする主な場合】＜救済費用＞の左記⑥は、1 事故につき、300 万円限度に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の① ^(※1) 、② ^(※1) 、③ ^(※2) 、⑥、⑦、⑧、⑨によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（海外旅行中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満 22 週以後の発生は除く）により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払います。） ・歯科疾病（ただし、【緊急歯科治療費用】でお支払いできる場合があります。） 【注】 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救済費用は【疾病に関する応急治療・救済費用】で保険金をお支払いできる場合があります。 (※ 1) 自殺行為により、死亡した場合の＜救済費用＞は保険金を支払います。 (※ 2) 死亡した場合の＜救済費用＞は保険金を支払います。 など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する 応急治療・救 援費用	<治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 <救援費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。	【治療・救援費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ・治療の開始が海外旅行終了後の場合 ・治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ・海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ・海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 (※) 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ・賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任^(※) ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・暴行・殴打による損害賠償責任 ・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
携行品損害	海外旅行中に携行品^(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※) 被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ・被保険者が携行していない物	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 注2 旅券は、渡航先において旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。 注3 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ・差押え等の公権力の行使 ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ・置き忘れ、紛失^(※) など (※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 注 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故^(※1)がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用^(※2)を支払います^(※3)。 (※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限ります。 (※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします（払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。(③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限ります。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。) (※3) (※2)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります（③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。）。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ・歯科疾病 ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気^(※)で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登山中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により 100 万円以上 の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います（旅行が企画旅行の場合は下記 1. または 3. のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記 2. または 3. のいずれか高い額を支払います。）。 1. 次の算式により算出した額 旅行中断費用保険金額または $\frac{\text{帰国日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} \times \text{旅行代金のいずれか小さい金額}$ 注 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2. 次の費用 (1) 取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 (2) 渡航手続費として支払った費用（旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。） 注 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 3. 次に該当する場合の帰国に要する(1)、(2)の費用 ・航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 (1) 航空運賃等交通費 (2) 宿泊施設客室料（14 日分限度）、通信費、渡航手続費（合計 20 万円まで） 注 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ① 次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合 ・ 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・ けんか、自殺、犯罪行為 ・ 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転 ・ 日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・ 渡航先以外における戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ・ 核燃料物質による事故、放射能汚染 ② むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③ 保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑨に該当していた場合（ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以降に該当した事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合（出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等）は、保険金をお支払いします。） ④ 危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が被保険者に生じた場合 など

用語のご説明

●「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。 ●「海外旅行中」とは、保険期間中であつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。 ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。 ●「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 ●「特定の感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。 ●「救援者」とは、被保険者または被災者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（その代理人を含みます）をいい、治療・救援費用（家族旅行特約セット）においては付添者を除きます。 ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

12.GVボランティア保険

◆海外安心サービス・Jiデスク

ジェイアイ傷害火災保険では、海外日本語対応サポートデスク「Jiデスク」を提供しています。Jiデスクは日本語で利用可能です。営業時間は滞在国によって異なります。営業時間外の場合は日本のJi事故受付センターにご連絡ください。

<Jiデスクのサービス内容>

トラブル時の各種ご相談受付	ご家族への連絡（ご希望に応じ）
医師・病院の案内・予約	医療通訳・日本語ガイドの手配
病院や日本への移送機関の手配	パスポート等の盗難時の手続きの案内
病院等への支払保証	救援者の渡航時のお手伝い

◆◆◆ Jiデスクご連絡先一覧 ◆◆◆

ベトナム、ホーチミン:028-3827-6097 | カンボジア、シェムリアップ:063-766212
タイ、バンコク:1800-292-300 | フィリピン、マニラ:1-800-10-893-7155
上海:8008201868

※営業時間外の場合は国別にある緊急ダイレクトコールにご連絡ください。

ベトナム:120-81-004

上記以外の国（カンボジア含む）からかける場合:

+81-3-6634-4151

日本に帰国後に連絡をする場合:

0120-395470

Jiデスクの最新の連絡先、営業時間については弊社ホームページをご確認ください。

https://www.faq-ins.jp/?site_domain=jihoken-support

※ご連絡いただいた際、サービス料や発信・着信料金が掛かる場合がございます。完全無料をお約束するものではありません。

※各国の通信事情により、ご利用できない場合があります。また、トールフリーは該当国以外からはご利用いただけません。

※電話の掛け方や通話料の詳細は、ご加入の各携帯会社にご確認ください。

こんな時にJiデスクをご利用ください

- 病院やクリニックなど医療機関をお探しの際
*最寄りに提携病院があれば、キャッシュレスで治療が受けられる可能性があります。
- 医療機関に医療費の支払保証をする必要があるとき
- 手荷物の盗難等のトラブルに遭ったので相談をしたいとき
- 現地の情報を教えてほしいとき

Jiデスクへお電話する際は、以下の情報をお伝えください。

- ジェイアイの海外旅行保険加入者であること
- 被保険者名
- 証券番号およびID No. JS20F01842

※上記は2022年9月現在において一般的に実施しているサービスをご案内するものであり、ご加入の保険内容・事故内容（保険対象であるか等）・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。サービスの詳細につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

13. 緊急時対応プラン

13. 緊急時対応プラン

参加者が怪我をした、または病気になった

本人やその他の者がチームリーダーおよびホスティングコーディネーターもしくは活動に同行する現場コーディネーターに即時に報告

A. 小さなケガ・病気

A1. 現場で処置を行う、もしくは近隣の病院を受診。
未成年者の場合「保護者承諾書」に記載のある保護監督者が同行し、承諾書も携行する。必要に応じて、英語が話せるメンバーも同行する。

A2. クリニックを受診した際は、全ての書類を保管する。※GV保険指定の診断書に医師より必要事項を記入してもらう。

A3. 回復するまでホテルで休息をとるか、活動現場で体調の回復を見ながら可能な限りで作業に参加する。

A4. 健康観察を行う

A5. 帰国後、センディングコーディネーターサポートの元、インシデントレポートを作成・提出する。

容態が悪化した場合は、「B. 大きなケガ・病気」に進む

B. 大きなケガ・病気

B1. 応急処置を行うと同時に、ハビタット指定のGV保険会社のサポートデスク（以下、Jiデスク）に連絡を入れ、病院の紹介をうける。その際に、支払い方法も確認すること。

B2. 該当参加者が登録した緊急連絡先へ報告をいれる。

B3. Jiデスクから指定がない限り、現地ホスティングコーディネーターと病院への搬送方法を検討する。必要であれば救急車を呼ぶ。

B4. 該当参加者が未成年者の際は、「保護者承諾書」に指定された未成年者の保護監督者が同行し、承諾書も携行する。必要に応じて、英語が話せるメンバーも同行する。

B5. 医療機関では、診察した医師の初期診断、診察、予後の確認を行う。

B6. 医師の指示に従い、該当参加者を入院させる（推奨される場合）。Jiデスクとの連絡を維持する。GV保険会社への請求に必要な書類（指定の診断書含む）を確認し、すべての書類・領収書を取りそろえ、保管する。

B7. 緊急搬送する（「D. 緊急時の国外退避」手続きへ）

B8. 回復した場合、医師の指示に従い退院後ホテルまでの搬送を手配する。医療費はチームの資金からまかない、帰国後に保険会社へ請求し、払い戻しを受ける。すべての領収書と書類を確認し、保管する。

B9. 入院または退院後、該当参加者の状態や予後を国内の緊急連絡先に伝える。

B10. 健康観察を行い、定期的に該当者の緊急連絡先はじめ、受入国および派遣国のコーディネーターに状況を報告する

B11. 帰国後、センディングコーディネーターサポートの元、インシデントレポートを作成・提出する。



13. 緊急時対応プラン

天候や自然災害、またはチームメンバーに脅威を与えるあらゆる種類のテロ、戦争、潜在的な誘拐、暴動、犯罪行為が発生



C. 緊急事態発生時

C1. 緊急事態が発生した際、もしくはその兆候がある際は、ホスティングコーディネーターに通知するとともに、まずはグループとして行動し、安全を確保すること。

C2. チームメンバー全員がそろっているかを確認し、状況を判断する。Jiデスクに連絡する。危険な状態にあり連絡が取れない場合は、大使館に連絡を取り、救援を求める。

C3. チームメンバーが負傷し、医療処置が必要な場合、ステップB1の手順に沿った対応を取る。

C4. 受入国に留まることが最善と決定された場合、チームはその場で避難指示をうけることがあります。安全な建物や、軍事基地、大使館、学校などの安全な場所に避難します。

C5. 国外退避が検討されている場合は、「D. 緊急時の国外退避」に進みます。

C6. 状況が許せば、派遣国コーディネーターと受入国の緊急連絡先に、チームの状況、具体的なニーズ、当面の計画について説明します。

C7. 帰国後、センディングコーディネーターサポートの元、インシデントレポートを作成する。

緊急事態の発生または緊急を要する医療的処置のため国外への退避が必要な事案が発生



D. 緊急時の国外避難

D1. 受入国に留まるか避難するかは決定は、ハビタット・インターナショナルの危機管理担当者が保険会社、旅行業者、受入国側および派遣国側のプログラム担当と協力して決定します。派遣国側コーディネーターとチームリーダーは、上記の承認を受ける前にチームを避難させることができますが、避難にかかる費用は派遣国側プログラムとチームリーダーの負担となる場合があります。

D2. 個人またはチームの緊急国外避難が決定されると、時間や集合場所、荷物の持ち込みの可否などが指定されます。通常、スーツケース1個と機内持ち込み手荷物のみ可能です。

以下手荷物の一例です

- 薬（処方薬と市販薬）、医療/歯科記録、予防接種カード、予備の眼鏡と処方箋。処方箋薬は、薬局の容器に入れることを忘れずに。
- パスポートと運転免許証
- 通貨とクレジットカード
- 携帯電話
- 旅行者一人分の身の回り品と着替え
- 保存食

I 4.GVボランティア保険金請求手続き

I 4. GVボランティア保険金請求手続き

1. 帰国後、保険金請求者は必要書類（原本）を郵送にてJI保険に提出。
※必要書類は申請内容によって異なります。保険証券とあわせてお送りする「海外旅行保険金ご請求のご案内」をご確認頂ください。
※請求用紙、診断書及び領収書、その他提出書類はコピーをとっておき、保険金請求が完了するまで保管しておくこと。

2. 請求内容の審査後、JI保険より保険金請求者へ申請した費用が返金される。

「海外旅行保険金ご請求のご案内」および診断書、請求書の用紙はこちらよりダウンロードいただけます：<https://www.jihoken.co.jp/images/procedure/kaigai.pdf>

ご注意：保険の請求金額が少額と思われる場合や、診察の結果が深刻なものでない場合、その時それ以上の医療処置が必要ないと診断された場合でも、後に有効な保険金請求ができるように全ての手続きをすませることをお勧めします。

保険請求書類郵送先：

**〒330-9890
さいたま新都心郵便局私書箱70号
ジェイアイ傷害火災保険株式会社
保険金請求書類受付センター
電話 0120-395470**



15.健康管理について

15. 健康管理について

ハビタットは医療機関ではないため、渡航にあたって接種すべき予防接種や持参すべき薬などについて助言することはできません。しかし、受入国に渡航するのに必要とされる予防接種と薬に関して参加者が疑問を持つのは当然のことです。このような疑問を解消するためには、かかりつけの医師にご相談いただくほか、下記のウェブサイトで現地の状況を確認することをお勧めしています。参加にあたり、どのような医療的な予防措置をとるかは、自己責任のもとご判断いただくことになっています。

渡航に関する健康アドバイスが記載されているウェブサイト:

- [東京検疫所](#)
- [厚生労働省検疫所、海外渡航者のための感染症情報](#)
- [Center for Disease Control Travelers' Health](#) (英語のみ)
- [World Health Organization](#) (英語のみ)

健康管理に関するガイドライン例:

- ・飲食前の手洗いの徹底。手洗い場がない際は、除菌シートなどを使って消毒しましょう。
- ・生水は浄化処理がなされずバクテリアや寄生虫がいることがあるため絶対に飲まず、ミネラルウォーターを購入すること。レストランで出される氷や水も煮沸されていない場合が多いので避けること。
- ・河川で水浴びをしたり泳いだりした後は、徹底的に全身を洗い、切り傷など怪我をしている箇所がある場合は消毒する必要があることをメンバーに注意喚起すること。
- ・現地の店で買った果物や野菜は、食べる前に必ず殺菌処理された水で洗うこと。
- ・屋台の料理を食べる際は、充分火が通っているか、衛生的かを自己判断し、注意すること。
- ・涼しく湿気のある気候では低体温症になったり、東南アジアなど多くの国は熱帯地域のため、常に過度の日焼けや熱中症にかかる危険性があることに注意すること。これらの症状を防ぐためにも、建築現場では日焼け止めを塗り、帽子をかぶり、長袖長ズボンの衣服で直射日光を避けるように心がけること。また長時間に渡っての建築現場での活動は慣れない作業であるため、意識して休憩を取り、身体を休めるよう注意すること。
- ・急な疲労感、吐き気、めまい、頭痛などの症状は、熱中症の可能性があります。木かげ等涼しい場所に移動し、水で濡らしたタオルで全身を拭き体温を39℃まで下げる(下げすぎはよくない)こと。また、塩分のある水(スポーツドリンクなど)を大量に摂取すること。自覚がないまま高熱(40-41℃)になると意識がなくなる事もあるので注意すること。その場合はすぐに病院に搬送するようにしてください。
- ・十分な水分を取ること。十分な水をとらないと脱水症状になる可能性があります。脱水症状は疲労感、活力の欠如、頭痛、めまい、排尿の少なさ、色の混じった排尿、発汗の少なさ、そして時には胃痙攣といった症状がでます。脱水症状の兆候があれば、日陰で休み、水分補給(塩分補給)してください。また必要に応じて病院へ搬送してください。
- ・野犬や野生動物に噛まれた場合、狂犬病になる可能性があるため、近づかないように注意すること。
- ・蚊を媒介するウイルス疾患であるデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎、ウエストナイル熱、黄熱や原虫疾患であるマラリアは、主に熱帯、亜熱帯地域で流行しています。虫よけ、蚊よけスプレーまた長袖の着用などで、蚊などの害虫に刺されないよう注意してください。



16. 渡航先の治安情勢について

16. 渡航先の治安情勢について

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルには、各国の情勢や治安を把握する危機管理チームを構え、スタッフやボランティア、また関係者の安全を第一に、最新の情報収集に努めています。ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルの安全規定に基づき、ある国・地域での活動には危険があると判断した場合は、ボランティアの受入れが停止され、その国・地域でのGVプログラムは休止となります。

GVプログラムを含め、いかなる海外旅行にも危険はつきものです。参加者は、危険が起こる可能性を念頭に置き、渡航前、また渡航時に必要な判断を下すことが求められます。受入国の情勢について最新の注意を払うためにも、渡航前から帰国まで、外務省が配信する安全情報を収集ください。外務省海外安全ホームページは[こちら](#)。

➤ 「たびレジ」登録のお願い（推奨）

海外に渡航する邦人向けに外務省が提供する最新の安全情報を配信する無料のサービスです。登録すると、渡航予定先の最新の安全情報や注意事項が電子メールで提供されます。渡航先の日本国大使館などが在留邦人に出す緊急一斉通報や、最新の渡航情報をリアルタイムで受け取ることができます。更に、現地で大きな事件や事故、災害が起こった場合には、たびレジに登録された連絡先を基に、日本国大使館などから緊急連絡が行われるため、スムーズに支援が受けられます。「たびレジ」の登録は[こちら](#)。

➤ 旅行に関するアドバイス:

下記のウェブサイトでは、一般的な旅行に関するアドバイスや情報を得ることができます。査証の有無をはじめ、一般的な情報収集を行い、渡航に向けた準備を進めてください。

◎日本語サイト

- [地球の歩き方](#)
- [日本橋夢屋](#)

◎英語サイト

- [Intrepid Travel](#)
- [Lonely Planet](#)
- [Fodor's Travel Online](#)
- [Travel Advice:](#)
- [Frommers Travel Guide](#)
- [National Geographic](#)

17. キャンセル規定について

17. キャンセル規定について

ハビタット・ジャパンを通じて参加する 海外建築ボランティアプログラム (GV: Global Village program) に関して、申込み後の参加取消し及びプログラム開始後の活動中止（以下、「キャンセル」）が行われた場合のキャンセル料ならびにGVドネーション等の返金について、以下の通り、規則を定めます。

◆ 参加者側の事情でチームが GV をキャンセルする場合

- 出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合
=>予約金 15 万円に加え、参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料としてお支払いいただきます。
- 出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合
=>保険料・緊急時対応用資金以外は返金できません。
- 出発後
=>保険料・緊急時対応用資金を含め一切の返金できません。

※予約金の 15 万円は、キャンセルの時期にかかわらず、原則として返金できません。

※滞在国を変更する場合も当初の 15 万円は返金できません。また、新しい滞在国への予約に際して、予約金 15 万円を別途お支払いいただきます。

<参加者側都合によるチームの参加取消しの場合のキャンセル料>

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46日前まで	45-31日前	30日以内	
キャンセル料	予約金15万円	予約金15万円+ 参加者一人当たり 1万円	保険料・緊急時 対応用資金を除く 全額	保険料・緊急時 対応用資金を含む 全額

◆ 参加者側の事情で個人が GV をキャンセルする場合

- 出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合
=>参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料としてお支払いいただきます。
- 出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合
=>保険料・緊急時対応用資金以外は返金できません。
- 出発後
=>保険料・緊急時対応用資金を含め一切の返金できません。

<参加者側都合による個人の参加取消しの場合のキャンセル料>

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46日前まで	45-31日前	30日以内	
キャンセル料	なし	参加者一人当たり 1万円	保険料・緊急時 対応用資金を除く 全額	保険料・緊急時 対応用資金を含む 全額



17. キャンセル規定について

◆ 不可抗力に基づく問題や事柄のために GV がキャンセルとなる場合

- 不可抗力に基づく問題や事柄（国内外における治安の悪化や自然災害の発生、またそれに基づく 退避勧告の発出等）によって、予定していた受入先での活動が困難となった場合、ハビタットと相談の上、以下のいずれかをお選びいただけます。

<出発前>

- ✓ 日程を変えずに他の受入先（他国を含む）で活動を行う。
- ✓ 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- ✓ 参加を取りやめる⇒予約金 15 万円を除くGVドネーション等全額を返金致します。

<出発後>

- ✓ 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- ✓ 活動を中止する。
⇒保険料のみ、未利用分を日割り計算して返金致します。

◆ ハビタット側の事情で GV がキャンセルとなる場合

- 主にハビタット側の事情によって予定していた受入先での活動が困難になった場合、ハビタット と相談の上、以下のいずれかをお選びいただけます。

<出発前>

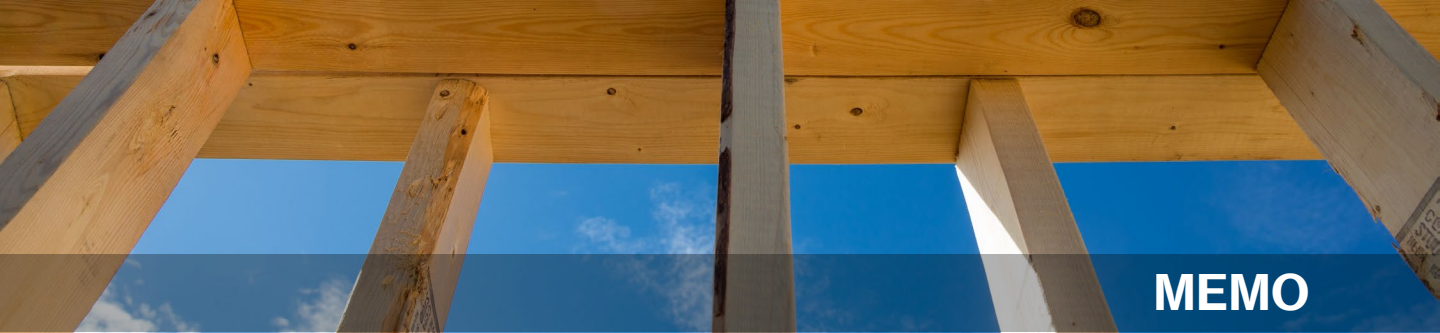
- ✓ 日程を変えずに他の受入先（他国を含む）で活動を行う。
- ✓ 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- ✓ 参加を取りやめる⇒予約金 15 万円を含むGVドネーション等全額を返金致します。

<出発後>

- ✓ 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- ✓ 活動を中止する。
⇒予約金 15 万円を含むGVドネーションは、未利用分を日割り計算して返金致します。
⇒保険料は、未利用分を日割り計算して返金致します。

【ご留意事項】

- ※1 受入先での活動が困難であるかどうかの判断はハビタットにて行いますこと、また、キャンセルによって生じた一切の損害につきましては責任を負いかねますことを何卒ご了承ください。
- ※2 出発日は、自宅を出発する時刻を基準と致します。
- ※3 本プログラムへの参加に伴い発生する旅費（航空券やホテル等の代金）につきましては、ご利用になれる旅行代理店等の定める規定に従うものと致します。
- ※4 本規定に基づいて支払われたキャンセル料は、ハビタット・ジャパンの活動に充てられます。



MEMO

MEMO



MEMO

